

契約担当者

兵庫県知事

井 戸 敏 三

## 入 札 公 告

次の通り制限付き一般競争入札（事後審査型）に付す  
記

1. 入札に付する事項	業務番号	大工 第 1 号
	業務名称	兵庫県立大学姫路工学キャンパス土壌入替撤去・処理及び旧2号館基礎部分解体撤去業務
	履行場所	姫路市書写字西ノ口2167番等
	履行期間又は施行期限	契約の日から令和2年3月31日 17時まで
2. 契約条項等 を示す場所	場 所	兵庫県企画県民部管理局大学課
	期 間	令和元年10月 1日から令和元年10月11日まで
3. 入札の場所 日時及び方法	場 所	兵庫県庁1号館1階C会議室 (神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)
	日 時	令和元年10月15日(火) 14時00分
	方 法	直接入札(代理人が入札される場合は委任状を提出してください)
4. 現場説明	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	疑問の点があれば10月9日(水)までに、書面(メール)にて照会してください(担当:佐々木 TEL:078-362-3128 FAX:078-362-3963 メール:masahiko_sasaki@pref.hyogo.lg.jp)
5. 入札保証金	免 除	
6. 入札参加者資格	(1) 財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第81条の3に定める兵庫県(以下「県」という。)の建設工事入札参加資格者名簿に登載されていること (2) 契約締結予定日において有効な建設業法に規定する総合評定値通知書を有しており、土木一式、とび・土工、解体の評価点がそれぞれ900点以上であること (3) 環境省指定の汚染土壌処理業者と、「3 汚染土壌の撤去、運搬、処分等」に係る業務は上記業者が受注者とともに責任をもって履行する旨の契約を交わすこと。(仮契約書等の証拠書類を提出すること。10/11 大学課必着) ※ 応札業者が汚染土壌処理業者の場合は提出不要	
7. 参加申込方法	入札参加申込書、6.(3)に係る証拠書類を提出すること(10/11 大学課必着)	
8. 最低制限価格	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	
9. 無効とする入札	入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札	
10. 入札に関する条件	裏面記載のとおり	
11. 契約書	県が定めた契約書による。ただし、契約金額が200万円以下の契約等にあつては省略することがあります。	
12. 議会の議決	裏面記載のとおり	
13. 契約保証金	契約金額(消費税及び地方消費税の額を加算した金額)の10分の1以上(裏面記載のとおり)の契約保証金を要します。ただし、200万円以下の契約等にあつては免除することがあります。	

#### 【入札に参加する者に必要な資格】

- 1 入札参加資格者名簿に登録されていること。
- 2 入札資格制限基準に基づく資格制限期間中の者でないこと。
- 3 指名停止基準に基づく指名停止期間中の者でないこと。

#### 【入札に関する条件】

- 1 業務委託入札書（以下「入札書」という。）が所定の場所に所定の日時までには到達していること。
- 2 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- 3 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- 4 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- 5 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。
- 6 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。  
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示した場合はこの限りでない。
- 7 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- 8 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。
- 9 入札する前に積算内訳書を提出すること。
- 10 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
  - (1) 初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格を設けたときは、初度の入札において、最低制限価格に達しない価格で入札した者を除く。）
  - (2) 初度の入札において、2から8までの条件に違反し無効となった2、4又は5に違反し無効となった者以外の者
- 11 入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額が200万円を超える場合において、落札者になったときには、自らが暴力団等ではないこと等についての誓約書を提出すること。

#### 【入札に際しての注意事項】

- 1 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- 2 不正、その他の理由により、競争の実益がないと認めるときは、入札を取り消すことがあり、天災地変等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。
- 3 入札金額はアラビア数字を用いて記載すること。
- 4 積算内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された積算内訳書の内容等について入札執行職員が説明を求められることがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。
- 6 入札書は、入札に付する事項ごとに作成して、記名押印の上封筒に入れ、封筒には、入札書と標記し、あて名及び業務名称に併せて入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは、商号及び氏名を記載すること。
- 7 入札通知書に示す日時及び場所で、入札執行職員の指示に従って、入札書（封書）を入札箱に直接投入すること。
- 8 入札書（封書）を入札箱に投入した後においては、入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。
- 9 入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。
- 10 貸与した設計図書については、入札時に返却すること。

#### 【落札者の決定方法】

- 1 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。
- 2 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 3 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに、当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。  
なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

#### 【議会の議決】

予定価格が5億円以上の工事又は製造の請負契約については、落札決定の日から7日以内に仮契約を締結し、議会の議決を経た後、本契約を締結する。

#### 【契約の締結】

- 1 落札者は、落札決定の日（議会の議決に付すべき契約については、議決の日）から7日以内に契約書を提出すること。
- 2 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は県から指名停止を受けた場合は、契約（仮契約締結後にあつては、本契約）を締結しない。
- 3 落札者は、契約締結までに、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要がない。
  - (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。
  - (2) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律に基づき登録を受けた保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証があったとき。
  - (3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。
  - (4) 県を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結があったとき。

#### 【その他】

県との契約に係る業務を第三者に行わせる場合（資材、原材料の購入契約その他契約の履行に伴い契約を締結する場合を含む。以下「下請契約等」という。）の契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合には、その合計金額）が200万円を超えるときには、当該下請契約等の受注者に自らが暴力団等でないこと等についての誓約書を提出させて、その誓約書の写しを県に提出すること。